

公開日: 2019/06/06 (掲載号: No.321)

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第21話】「ふるさと納税制度」

筆者: ハッ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第21話】

「ふるさと納税制度」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「中尾統括官は昨年、いくらふるさと納税をしましたか？」
昼休みに、浅田調査官は座っている椅子をまわして、尋ねる。

「ふるさと納税・・・か？」
新聞を読んでいた中尾統括官は顔を上げる。

「たしか・・・10万円ぐらいだったと思うが・・・」
中尾統括官は自信なさそうに答える。

「統括官は給与収入額が多いから、もっとふるさと納税をしても良かったのではないですか？」

浅田調査官は、笑いながら言う。

「私はワンストップ特例の制度を利用したから、ふるさと納税については、自分で確定申告をしていないんだよ・・・」

そう言うと、中尾統括官は、ふるさと納税の算式を確認する。

◆所得税の税額控除

$(1 \text{ 年間の寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{限界税率}$

※1年間の寄附金の合計額は、総所得金額の40%以内であること。

限界税率（所得税）には、復興特別所得税が含まれていること。

◆個人住民税の税額控除

$\boxed{A} \Rightarrow (1 \text{ 年間の寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$

※1年間の寄附金の合計額は、総所得金額の30%以内であること。

$\boxed{B} \Rightarrow (1 \text{ 年間の寄附金の合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{限界税率})$

※個人住民税所得割の2割以内であること。

$\boxed{A} + \boxed{B} = \text{税額控除される金額}$

「例えば、給与収入額が1,000万円で・・・ふるさと納税を10万円したとすると・・・控除額はいくらになるのかな？」

中尾統括官が浅田調査官に尋ねる。

「それは[総務省のホームページ](#)からダウンロードできる『寄附金控除額の計算シミュレーション』を使うと、簡単に計算できますよ。」

浅田調査官はパソコンの画面を開き、ダウンロードしていたEXCELファイルを開いた。

「・・・例えば今のケースでは・・・家族構成の入力は無視して・・・給与収入額と寄附額のみ入力すると・・・」

浅田調査官は、キーを叩く。

「・・・控除額は、98,000円になります・・・」

中尾統括官は頸を伸ばして、パソコンの画面を覗く。

「つまり2,000円だけ自己負担になるということです・・・ですから、もっと寄附金の額を増やしても良かったのでは？」

そう言いながら、浅田調査官は再びキーを叩く。

「寄附額が150,000円でも、148,000円が控除額になりますが、寄附額が200,000円では、控除額は181,532円になりますから、自己負担額は2,000円を超えて、18,468円になります。」

浅田調査官のキーを叩く音が次第に早くなる。

「ということは・・・やはり浅田君の言うとおり、もっと寄附をすれば良かったということか・・・」

中尾統括官は苦笑いをする。

「ところで統括官、10万円の寄附をして、いくらぐらいの返礼品を受け取ったのですか？」

浅田調査官が尋ねる。

「返礼品か・・・」

中尾統括官は腕を組んで考える。

「・・・サーモンステーキ、コシヒカリ、フルーツトマト・・・そして玉露茶か・・・だいたい金額にして、4万円ぐらいになると思う・・・」

中尾統括官は自信なさそうに答える。

「ということは、10万円の寄附をしたことによって、4万円から2,000円を控除した3万8,000円の利益を得た・・・ということですね。」

浅田調査官は羨ましそうな顔をする。

「しかし・・・この制度自体・・・やっぱりおかしいと思いませんか？」

そう言いながら、浅田調査官はパソコンで総務省のホームページを開く。

「総務省のホームページでは、ふるさと納税制度について・・・①納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなること、②生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力にな

れること、そして③自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むことを挙げています・・・そして・・・」
と言って、浅田調査官は、少し考える。

「この・・・③の自治体間の競争が今問題となっているのですが、自治体は地域のあり方を考えるのではなく、多くの寄附金を獲得するために返礼品の内容のみに着目し、豪華な返礼品という形で、自治体間の競争が過激化されています・・・それに対して寄附者は、ふるさとへの応援というよりも、寄附に対する返礼品欲しさに、買い物感覚で寄附をしています。自治体と寄附者はともに、ふるさと納税制度の趣旨から遠く離れたところで、寄附の授受を行っているのが現状です・・・」
そう言うと、浅田調査官は中尾統括官をじっと見る。

「おいおい、そんないやな目つきをするなよ・・・」
中尾統括官は笑いながら頸を振る。

「別に・・・ふるさと納税をした中尾統括官を責めているわけではないのです・・・もともと、ふるさと納税制度自体が矛盾しているのでしょうか・・・『寄附』と言いながら、返礼品という対価がある・・・ですから、実質的には、寄附ではないのです。」
浅田調査官は饒舌になる。

「そう言えば今年の税制改正で、ふるさと納税制度について改正があったよな。」
中尾統括官は税制改正のパンフレットを開く。

「・・・総務大臣がふるさと納税の対象に指定する基準として、寄附金の募集を適正に実施する自治体であること、また、寄附に対する返礼品の基準について、1つは、返礼割合を3割以下にすること、2つは、返礼品を地場商品とすることになっている・・・」
中尾統括官はパンフレットを読み上げる。

「でも、この改正で、ふるさと納税の本質的な問題が解決されたわけではありませんよね。」
浅田調査官はつれなく言う。